

 発行所
 社会保険労務士法人 T&M
 業務内容

 〒462 - 0844
 名古屋市北区清水5 - 9 - 5
 第1000 - 8877
 FAX:052 - 918 - 7877

 http://www.sr-tm.jp
 E-mail: info@sr-tm.jp

 発行人
 社会保険労務士
 山口 眞

就業規則・賃金規程・退職金規程・パート就業規則・嘱託規程 労働時間管理・残業削減コンサル・サービス残業対策 各種労使協定等の作成・届出 助成金の支給申請 嘱託最適賃金提案・メンタルヘルス対策・社長の在職老齢全額受給 健保・厚年・雇用・労災の手続 ASP給与計算(低価格)

CONTENTS

- *page* 東京オリンピックの混雑緩和策で注目
 テレワーク導入企業増加。利用広げるには
 - 2 時集 すぐ辞めてしまうのは企業と若者の認識にズレがある!? 「若者の職場定着」取組企業の好事例

4 **TOPICS**

- •7年連続最多「いじめ・嫌がらせ」の相談8万件
- ●精神障害の労災請求、6年連続で過去最多

製造業の外国人材受け入れ、
 級産業が担款窓口

経産省が相談窓口を設置

- 5 法改正予定一覧
- 6 すっきりわかる。社会保険 育児休業を延長する場合、 社会保険料はいつまで免除される?
- 7 人事労務の法律ミニ教室 システム障害の対応で36協定の時間を超えて しまったら?
- 8 できるかな?外国人雇用 外国人に支払う給与から源泉徴収する?
- 8 労務ひとこと 日本的雇用慣行の見直しが重要

東京オリンピックの混雑緩和策で注目 テレワーク導入企業増加。利用広げるには

東京オリンピック開催期間の交通機 関の混雑緩和に向けて、テレワーク(在 宅勤務やモバイルワーク)が注目され ています。

テレワークには、移動時間の短縮だ けでなく業務効率の向上、優秀な人材 の確保、災害時の事業継続などのメ リットがあり、会社の制度としてテレ ワークを導入する企業も増えてきまし た。

総務省の「通信利用動向調査」によ ると平成 30 年のテレワーク導入状況 は「導入している」19.1%、「導入予 定がある」7.2%で合計 26.3%。平成 29 年の調査結果と比べて 8.1 ポイン ト増加しています。

しかしながら、導入企業においても

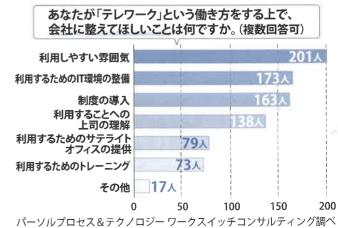
テレワークの利用者は伸びていないよ うです。

制度があっても 利用者が少ないのはなぜ?

人材サービスのパーソルプロセス&

テクノロジーが1 都3県で勤務する 人を対象に実施し た調査によると、 テレワーク導入企 業にわける従業員 のテレワーク実施 日は週に「0日」 が72.4%と、 テ レワークが習慣的 に活用されていな いことが分かりました。

テレワークをする上で会社に求める ことをたずねると、グラフのような結 果となりました。制度を導入するだけ でなく利用しやすい雰囲気を整えるこ とが大切だと言えそうです。



特集すぐ辞めてしまうのは企業と若者の認識にズレがある!?

せっかく採用しても入社してすぐに退職してしまう若者たち。社員の定着に悩んでいる企業は多いでしょう。若者を職 場に定着させるためにはどのような取組みをおこなえばよいのでしょうか。愛知県が、従業員の職場定着に力を入れてい る企業の実際の取り組みについてインタビューをおこない、その概要を事例集としてまとめました。愛知県「若者職場定 着取組企業事例集(平成 29 年度)」の内容を抜粋して紹介します。

「働きやすい環境づくりに努めて人 材定着を図っているのにうまく行かな い」。そんな悩みは、企業と若者の間 の「働きやすい」ということへの認識 のズレがあるのかもしれません。

愛知県がおこなった調査の結果によ ると、企業で取り組んでいる定着対策 は下のグラフのとおり。新卒定着率が 高い企業と低い企業とで、大きく差が 生じている項目がいくつかあります。 たとえば次のような項目です。

・休日を取りやすいようにする ・福利厚生を充実させる

- ・メンタルヘルス対策をおこなう
- ・若者が職場で話しやすい雰囲気を作る
- ・職場の作業環境を改善する
- ・残業を削減する

これらは、取り組みをおこなう上で 参考になるでしょう。

中でも、愛知県がまとめた「若者職 場定着取組企業事例集」では、若者の 職場定着へ向けた課題として次の3点 をあげています。

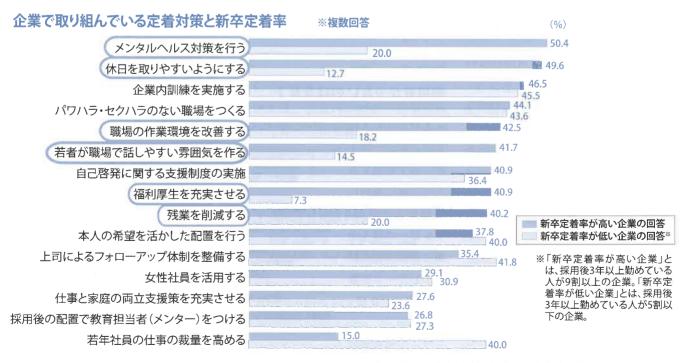
①入社前後のギャップ
 ②職場の人間関係
 ③安心して働ける環境

順に見ていきましょう。

課題① 入社前後のギャップ

入社してから「思っていた会社と違 う」となると、社員の心は離職に大き く傾きます。面接や入社説明会で、過 剰に会社を良く見せようとしても、入 社後にギャップに気づくものです。

仕事や会社の実態について、良い面 も厳しい面もありのままを伝えること が大切です。伝え方も工夫する必要が あるでしょう。対話を重視した面接、 インターンシップ、社長自らが想いを 語るなどの方法が考えられます。

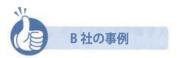


出典:愛知県『若者職場定着取組企業事例集(平成 29 年度)』



「良い品質の製品を作り続けるには、 まず人を育てることが大切」という社 長の考えのもと、ここ約3年もの間、 正社員の定着率100%という結果を残 しています。

新卒者向けの会社説明会では、入社 前後のギャップを減らすため、社長自 ら登壇してメッセージを伝えます。飾 らず、会社の様々な面をオープンに話 す姿勢も、新入社員の定着に大きな効 果を発揮しているのでしょう。



新卒者向けの会社説明会の際は、社 長自らが話す機会を設けています。選 考前にトップの想いに直接触れさせる ことで、「自分はこの会社の雰囲気に 合いそうだ」と思う学生が選考に応募 することになります。結果、採用のミ スマッチを減らすことにつながるので す。

課題② 職場の人間関係

仕事をする上で、同じ職場で働く人 同士のコミュニケーションは欠かせま せん。人のつながりが支えになるケー スは多くあります。反対に、どんなに 自分にあった仕事でも人間関係がうま くいかなければ大きなストレスにつな がるものです。

良好な人間関係に必要なのは、相手 を認め、受け入れること。上司と部下 に世代間のギャップがあるのは当然で す。男女や家庭の事情のちがいもある でしょう。それらを考慮して相手の立 場に立って物事を考えることができ る、思いやりのある職場をめざすこと です。





従業員同士の助け合いを重視する社 長は「仕事を続けていくためには、結 局のところ人間関係が一番大事」と話 します。そして、人間関係を作る上で、 社長が目を向けるようにしているの は、従業員の家族です。

たとえばバーベキューや忘年会など のイベントの時には、奥さんや旦那さ ん、子どもをみんな連れてきてもらっ ているそうです。

社長は、従業員に対してはいつも「働いてもらっている」という気持ちでいます。そして、従業員が働けるのは、 それぞれの家族の存在があってこそ。 だからこそ従業員本人だけでなく、その家族に対しての感謝も示すことが大 切だということなのでしょう。

この想いは結果としても表れてい て、この数年間、正社員の定着率は 100%。

社長が従業員に対して「働いても らっている」と思っている一方で、従 業員も「働かせてもらっている」とい う気持ちをもってくれているそうで す。心の底からそう思えれば、自然と 「従業員のために」「会社のために」と いう思いは生まれてきます。



楽しく働く上で最も重要なのは人間 関係だと社長は言い切ります。人間関 係が良ければ単純に一緒に仕事をして 楽しいし、仕事上で不得手な部分はお 互いに補い合うことができます。

また、社内の人間関係について「ピ ラミッドをなくしたい」という社長。

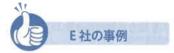
新入社員には、入社後すぐに、でき るだけ多くの従業員との接点を持たせ ます。「全員が先輩。誰にでも相談で きる」という環境を作り出すのだそう です。

そして社長自身が従業員と接すると き、壁を感じさせないコツは「一緒に 一息つくこと」。「一緒にジュースを飲 んで楽しく話す空間ができることが大 事」と話します。

課題③ 安心して働ける環境

やりがいのある仕事でも「いざとい う時にも休みが取れない」「いつも理 不尽な叱責を受ける」という職場では 腰をすえて力を発揮することはできま せん。

福利厚生や適切な労働時間、産休・ 育休などが整っていることは社員が安 心して働くための絶対条件です。その 上で、時代の流れにあったワークライ フバランスを考えることが大切なので す。



E社では、社長の従業員を思う心が 表れたユニークな福利厚生がずらり。

プライベートでも使用可能なスマー トフォンやタブレットの支給、ゴール デンウィークに帰省し、ご両親に感謝 の言葉と贈り物を渡すことで受け取れ る「親孝行手当」、タバコを吸わない 人や禁煙した人に支給する「健康手 当」、部署の懇親会のために月1回支 給される「懇親会手当」など、「従業 員を大切にする」を目に見える形で表 現した仕組みがたくさんあります。

こうした仕組みを取り入れた結果、 定着率の上昇という形で少しずつ表れ てきているということでした。



たとえば、「子孝行月間」の1月に は、従業員が子どもを職場に連れてき て、お父さん・お母さんの働いている 姿を見せたり、フォークリフトを体験 させてあげたりと、子どもとの時間を 大切にするプログラムを実施していま す。他にも、スポーツ大会で親睦を深 める「スポーツの秋月間」や、親孝行 のために全員に会社から1万円を支給 する「親孝行月間」など、様々な月間 行動テーマやイベントがおこなわれて います。

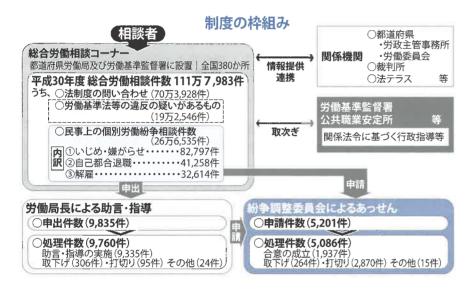
TOPICS



厚生労働省は6月26日、平成30 年度の「個別労働紛争解決制度」の施 行状況をまとめ、公表しました。

「個別労働紛争解決制度」とは、労使 の労働条件などのトラブルを解決する ための制度で、監督署などへ総合労働 相談コーナーの設置、労働局長 による「助言・指導」、紛争調 整委員会による「あっせん」^{**} の3つの方法が設けられています。

※労働問題の専門家で構成されるあっせん委員により話し合いを促進し、紛争の解決を図る制度。



主な民事上の紛争に関する相談 (件) 8万 解雇 бл いじめ・嫌がらせ 4万 2万 自己都合退職 労働条件の引き下げ 0 24 23 25 26 27 28 29 30年度

相談件数は高止まり

「総合労働相談」の件数は11年連 続で100万件を超え、高止まりの状 況が続いています。

増え続ける 「いじめ・嫌がらせ」の相談

総合労働相談のうち、民事上の個別 労働紛争の相談内容でもっとも多いの はパワハラを含む「いじめ・嫌がら せ」です。7年連続でもっとも多く、 平成30年度は前年度比14.9%増の8 万2,797件となっています。

精神障害の労災請求、 6年連続で過去最多

厚生労働省は6月28日、「過労死 等の労災補償状況」を取りまとめ公表 しました。

平成30年度の精神障害(メンタル ヘルス疾患)における労災補償の請求 件数は1,820件で前年度比88件の増 加、支給決定件数は465件で前年度比 41件減となりました(グラフ参照)。 支給決定された件数のうち自殺(未遂 を含む)は76件でした。請求件数は 6年連続で過去最多を更新しています。

支給決定件数を年齢別にみると「40 ~49歳」が最多で145件、次いで「30 ~39歳」が122件でした。

パワハラや仕事内容の変化が原因

精神障害について支給決定された発 症の原因では「(ひどい)嫌がらせ、 いじめ、または暴行を受けた」と「仕 事内容・仕事量の(大きな)変化を生 じさせる出来事があった」がともに 69件で最も多く、次いで「悲惨な事 故や災害の体験、目撃を

した」(56 件)となって います。

自殺原因は 長時間労働など

自殺に絞ってみると 「仕事内容・仕事量の(大 きな)変化を生じさせる 出来事があった」と「1ヵ 月に 80 時間以上の時間外労働をおこ なった」がともに最多で 14 件となっ ています。

業種では「道路貨物運送業」「医療業」 「社会保険・社会福祉・介護事業」など、 職種では「一般事務」「営業職」「自動 車運転」などにおいて支給決定件数が 多くなっています。



2019年10月号

TOPICS



改正入管法により、今年4月から外 国人材受入れの新制度がスタートして います。「特定技能」という新たな在 留資格が設けられ、14 業種において 外国人が就労できるようになりました (右下の表参照)。

人手不足が深刻化する中、新制度を 活用して外国人材の活用を検討したい ものの、必要な申請や受け入れの流れ などがわからないという企業も多いで しょう。

こうした中、経済産業省は6月、製 造業における外国人材受入れに関する 相談窓口を設置したことを発表しまし た。

製造業のうち3分野

相談できるのは製造業のうち右表の ③素形材産業、④産業機械製造業、⑤ 電気·電子情報関連産業 の3分野において「1号特 定技能外国人 | の受入れを 検討している中小企業で

メールや電話相談も

す。

電話・メールでの相談のほか、対面 式の相談窓口(事前予約制)が全国 13都市に設置されています。

新たな在留資格「特定技能」とは 一定の技能と日本語能力を持つ外国人 などに与えられる資格で、以下の14 業種における就労が可能なものです。 ①介護②ビルクリーニング ③ 素形材産業 ④ 産業機械製造業 ⑤ 雷気·雷子情報関連産業 ⑥建設⑦造船·舶用丁業 ⑧自動車整備 ⑨航空 ⑩ 宿泊 ⑪ 農業 ⑫ 漁業 ③ 飲食料品製造業 ④ 外食業

対面相談

東京/札幌市/仙台市/さいたま市/ 新潟市/千葉市/横浜市/名古屋市/ 金沢市/大阪市/広島市/高松市/ 福岡市

対応日時:平日9:30~17:30 (土日・祝日・年末年始を除く)

※対面相談は事前予約が必要です。 予約:03-5909-8762、03-5909-8746

電話相談

専用回線:03-5909-8762 03-5909-8746

メール間合せ

「中小企業向け製造業特定技能外国人 相談窓口 (JTB)」 seizou-gaikokujin@jtb.com

問合せの際は以下の項目内容を記載し てください。

【件名】中小企業向け製造業特定技能 外国人相談窓口お問合せ

①企業名 ②住所 ③電話番号 ④氏名 (ふりがな) ⑤受入れを検討している分野 ※以下より選択 (素形材産業、産業機械製造業、電気・電 子情報関連産業、その他) ⑥問合せ内容

(年日は故行予定です)

法改正予定=

今後の法改正予定は右のとおりです。 今年4月に引き続き、来年4月にも 働き方改革関連法の主要部分が施行さ れます。まず、「残業時間の上限規制」 が中小企業にも適用されます。他社の 成功事例などを参考に、具体的な残業 削減策に取り組む必要があります。

大企業については「同一労働同一賃 金」がスタートします。正社員と非 正規社員に不合理な待遇差がないか チェックするとともに、待遇差につい てきちんと説明できるようにしておき ましょう。

■ 今後の 亦 雨 ヌ 空

■今後の変更予定		(年月は施行予定です
2020. 4月	働き方改革関連法	 ・残業時間の上限規制(中小企業) ・同一労働同一賃金(大企業と派遣労働者)
2020. 4月 ^{*1}	女性活躍・ハラス メント規制法	 ・パワハラ防止措置の義務化(大企業のみ) ・ハラスメントの相談等を理由とする不利益取り扱いの禁止
2020. 4月	健康増進法	オフィス、大型飲食店などは原則屋内禁煙(喫 煙専用室のみ可)
2020. 4月	職業安定法	従業員募集時に職場の受動喫煙防止策を明示
2020. 4月	労働保険徴収法	64 歳以上の被保険者について雇用保険料の免除 措置を廃止
2021. 4月	働き方改革関連法	・同一労働同一賃金(中小企業)
2022. 4月 ^{*2}	女性活躍・ハラス メント規制法	 ・パワハラ防止措置の義務化(中小企業) ・一般事業主行動計画の策定および自社の女性 活躍に関する情報公表義務の対象企業を301 人以上⇒101人以上規模へ拡大
2023. 4月	働き方改革関連法	・月 60 時間超の割増賃金率を 25 ⇒ 50%に引 き上げ(中小企業)

≫ 1 公布から1年以内とされており2020年4月ごろから義務化の見込みです。 × 2 公布から3年以内とされており2022年4月ごろから義務化の見込みです。



育児休業を延長する場合、 社会保険料はいつまで免除される?

〈産前産後休業、育児休業の保険料免除期間の例〉

もうすぐ出産・育児のために 休業する社員がいます。確か、社 会保険料の免除制度があったと思 いますが、この社員の住む地域は 保育所の空きが少なく育児休業を 延長する可能性があります。この 場合、社会保険料はいつまで免除 されるのでしょうか?

産前産後休業および育児休業を 取得する被保険者と事業主の保 険料は免除されます。育児休業につい ては、保育所に入所できないなど一定 の場合は延長できますが、最大でも子 が3歳に達するまでです。

産前産後の保険料免除

産前産後休業の期間については、被 保険者と事業主の両方について健康保 険と厚生年金の保険料が免除されま す。免除の対象となるのは、出産した 女性被保険者だけです。

産前については出産日までの42日 (多胎妊娠の場合は98日)、産後につ いては出産日の翌日以降56日で、妊 娠出産を理由として労務に従事しな かった期間です。

実際の出産日が予定日より遅くなっ た場合は予定日との間も含まれます。

また、流産などの心配から法定の産 前休業開始日より前から休み始める 人もいます。このような人が予定日よ り前に出産した場合、当初の産前休業 開始日より前の日についても出産が早 まった日数分を勤務していなければ、 免除対象期間とすることができます。

この免除を受けるには、「産前産後 休業取得者申出書」を日本年金機構へ



(健康保険組合の場合は組合事務所に も)提出することにより行います。

なお、実際の出産日などに基づき産 前産後休業の期間を変更したり、予定 より早く終了する場合などは「産前産 後休業取得者変更(終了)届」を提出 します。

免除期間は、被保険者の年金額を計 算する際、保険料を納めた期間として 扱われます。

育児休業の保険料免除

育児休業(育児介護休業法による3 歳未満の子を養育するためのものに限 ります)の期間については、被保険者 と事業主の両方について健康保険と厚 生年金の保険料が免除されます。

育児休業は出産した妻のみならず、 夫も取得できます。妻の場合は、実際 の出産日に基づき、産後休業の終了日 の翌日から育児休業が開始できます。 夫の場合は、出産予定日から取得でき ますが、出産が早まった場合は、実際 の出産日から開始することもできます。

この免除を受けるには、「育児休業 等取得者申出書」を日本年金機構へ(健 康保険組合の場合は組合事務所にも) 提出しなければなりません。予定より 早く育児休業を終了する場合は、「育 児休業等取得者終了届」を提出します。

免除期間は、将来、被保険者の年金 額を計算する際は、保険料を納めた期 間として扱われます。

育児休業を延長したときは

ところで、育児休業が認められるの は、育児介護休業法により①「原則、 子が1歳に達するまで」^{*}ですが、保 育所の入所が難しく空きが出るのを 待っている人が多い状況です。

※両親が一定の要件で育児休業を取る場合 (パパママ育休プラス)は1歳2ヵ月まで

そのため、働きたいが子を預ける保 育所(認可保育所等に限ります)がな いなどの理由から②「子が1歳6ヵ月 に達するまで」、さらに③「子が2歳 に達するまで」育児休業を延長するこ とができます。

また、会社によって法定の努力義務 である④「子が1歳から3歳に達する までの育児休業に準ずる休業」を与え る場合があります。育児休業期間中の 保険料の免除は、これら①~④のそれ ぞれについて申出の手続きをする必要 があります。

具体的にいつからいつまで

具体的に保険料が免除されるのは、 産前産後休業、育児休業とも、休業を 開始した月から休業を終了した月の前 月まで^{**}です(図参照)。日割りにはな りません。

※育休最終日が月末の時は育休最終月まで



システム障害の対応で 36協定の時間を超えてしまったら?

長時間労働削減のために、 36協定の時間を少なめに設定したいと考えています。ただ、システム障害など何かアクシデントが起きたときに協定違反となってしまいそうで心配です。

アクシデントが起きた際の時間 外労働が「非常災害時の時間外 労働」として労働基準監督署の許可を 得られた場合は、36協定(時間外・ 休日労働に関する協定)を超えていて も問題ありません。許可基準は今年6 月に改正されています。

非常事態は例外扱い

労働基準法 33 条には、非常災害な どが発生した場合に、一定要件を満た せば法定労働時間を超えて働かせるこ とができる規定があります(「非常災 害時等の時間外労働」といいます)。 一定の要件とは次のとおりです。

 災害その他避けることのできない事 由によって

②臨時の必要がある場合において
 ③労働基準監督署の許可を受けること
 (事態急迫の場合は事後の届出)

この「非常災害時等の時間外労働」 に該当すれば、その必要の限度におい て時間外労働や休日労働をさせること ができます。災害などの非常事態です から、例外的に 36 協定の協定時間を 超えて、あるいは 36 協定を締結して いなくても、時間外労働をさせること ができるのです。

ただし、時間外労働に対する割増賃

金の支払いは必要です。

非常事態なのでおそらく事後の届出 になると思いますが、事後に届け出た 結果、許可を受けられなかった場合は、 時間外労働をさせた分だけ代休付与を 命じられることがあります。

何時間までOK?

非常災害時の時間外労働は、許可を 受けた「必要な限度の範囲内」であれ ば月何時間までという制限はありませ ん。では、時間外労働の上限規制を超 えてもよいのかという問題があります が、結論から言うと超えても違法とは なりません。

働き方改革関連法により時間外労働 の上限規制が強化され、月100時間 未満、2~6ヵ月平均80時間以内な どの上限が罰則付きで設けられていま す(中小企業は来年4月より)。

この上限を超えるかどうかを見ると き、「非常災害時の時間外労働」とし て労働基準監督署の許可を受けた時間 分については含めなくてよいのです。

ただし、従業員の健康への配慮はも ちろん必要です。行政解釈では、非常 災害等のために長時間労働をさせた場 合は、医師による面接指導など適切な 事後措置をとることを求めています。

あまり利用されていなかった

この「非常災害時等の時間外労働」 はこれまであまり利用されてきません でした。36協定の範囲内で対応でき たり、36協定を超えたとしてもこれ までは上限規制がそれほど厳格ではな かったので大きな問題にならなかった からです。 しかし、働き方改革関連法により上 限規制が厳しくなったほか、長時間労 働削減のために 36 協定の協定時間を 少なめに定める企業も増えてきまし た。

今後は、「非常災害時等の時間外労 働」の許可が必要な場面も出てくるの ではないでしょうか。

非常災害時とはどんなケースか

では、どういうケースが非常災害時 として許可されるのでしょうか。その 許可基準が今年6月に改正されてい ます。基本的な考え方に変更はありま せんが、解釈を明確化したものです。

- 1.単なる業務の繁忙その他これに準 ずる経営上の必要は認めないこと。
- 2. 地震、津波、風水害、雪害、爆発、 火災等の災害への対応(差し迫っ た恐れがある場合における事前の 対応を含む。)、急病への対応その 他の人命又は公益を保護するため の必要は認めること。例えば、災 害その他避けることのできない事 由により被害を受けた電気、ガス、 水道等のライフラインや安全な道 路交通の早期復旧のための対応、 大規模なリコール対応は含まれる こと。
- 3.事業の運営を不可能ならしめるような突発的な機械・設備の故障の修理、保安やシステム障害の復旧は認めるが、通常予見される部分的な修理、定期的な保安は認めないこと。例えば、サーバーへの攻撃によるシステムダウンへの対応は含まれること。

社会環境の変化にあわせて「サー バーへの攻撃によるシステムダウンへ の対応」などが追加されています。



外国人に支払う給与から 源泉徴収する?

外国人を雇用する企業は、給与を支 払う際、所得税や住民税を控除するこ とになります。日本人に給与を支払う 場合と違いがあるかどうか、見て行き ましょう。

※日本と租税条約を締結している国の外国人 など、特別なケースがあります。

「居住者」か「非居住者」か

外国人に給与を支払う際は、源泉所 得税(所得税と復興特別所得税)を控 除しなければなりません。ただし、そ の方法は外国人が「居住者」なのか、「非 居住者」なのかによって異なります。

「居住者」である場合には、日本人 と同様に給与所得の源泉徴収税額表を 用いて、該当する額の源泉所得税を徴 収します。また、年末調整により年税 額を精算することもできます。

「非居住者」である場合には、原則 として 20.42%の税率で源泉徴収をお こない、年末調整はしません。 この居住者と非居住者の違いです が、居住者とは、国内に住所があるか、 または、現在まで引き続いて1年以上 居所がある個人をいいます。

住所とは、「生活の本拠」のことを いい、居所とは「生活の本拠という程 度には至らないが、個人が現実に住ん でいる場所」をいいます。

一般に、企業に勤務している人は住 所を有する「居住者」と考えてよいで しょう。逆に「非居住者」になるのは、 日本の企業から給与を受けながら、海 外で活動するなどのケースです。

住民税もかかる

住民税は、国籍にかかわらず市区町 村に住所がある個人に課税されます。 住所があるかどうかは、その年の1月 1日で判断します。

非居住者については、当然、住所を 有さないため住民税は課税されませ ん。また、住民税は前年の所得によっ て課税されるため、日本に入国したば かりの外国人は住民税がかかっていま せん。





政府は7月、令和元年度の「経済 財政白書」を公表しました。

白書では、長期雇用 や年功的な賃金制度を 特徴とする「日本的雇 用慣行」が、多様な人 材の活躍に向けた弊害 になっているとして、

見直しが重要だと強調しています。 かつては一定の合理性があった日 本的雇用ですが、現在の日本経済を 取り巻く環境を考えると、限界がみ られています。

例えば、企業内の訓練や職場経験 だけで育った従業員は、思考や知識 が同質的になりがちで、創造的な仕

日本的雇用慣行の見直しが重要

事が苦手な傾向があること、技術の 進歩が速い現在では若いころに身に 着けたスキルが陳腐化しやすいこと などを指摘しています。 このほか日本的雇用慣行について は、出産・育児等が女性に不利に働 く、中途・経験者採用・外国人材 等の外部の優秀な人材が活躍でき

> ない、生産性に応じた賃 金が支払われない、年功 制度維持のため定年後の 再雇用時に処遇が悪化す る、といった様々な問題 が指摘されています。

白書では、「労使間の意識が変化 していくことで日本的雇用慣行の見 直しが加速していくことが見込まれ る」としています。